（名称等の変更の届出）

第四条　認定事業性融資推進支援機関（法第二百三十二条第二項に規定する認定事業性融資推進支援機関をいう。第七条、第八条及び第九条において同じ。）は、法第二百三十二条第四項の規定による届出をしようとするときは、様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、事業性融資推進支援業務の実施に支障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。

（軽微な変更）

第五条　法第二百三十二条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、事業性融資推進支援業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

（法第二百三十三条第一号の主務省令で定める法人）

第六条　法第二百三十三条第一号の主務省令で定める法人は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人その他これに準ずる法人とする。

（廃止の届出）

第七条　認定事業性融資推進支援機関は、法第二百三十四条の規定による届出をしようとするときは、様式第三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（支援対象事業者に対する説明を行ったことを証する情報の提供等）

第八条　法第二百三十八条の規定による認定事業性融資推進支援機関から支援対象事業者（法第二百三十二条第二項第一号に規定する支援対象事業者をいう。次項において同じ。）に対する情報の提供は、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は電磁的記録（法第九条第四項に規定する電磁的記録をいう。次項及び次条において同じ。）の提供により行うものとする。

一　法第二百三十八条の規定により行った説明の内容

二　法第二百三十八条の規定による説明を行った年月日

２　法第二百三十八条の規定による支援対象事業者から認定事業性融資推進支援機関に対する情報の提供は、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は電磁的記録の提供により行うものとする。

一　法第二百三十八条の規定による説明を行った認定事業性融資推進支援機関の名称

二　前号の認定事業性融資推進支援機関との間で法第二百三十七条の規定による契約を締結した年月日

三　第一号の認定事業性融資推進支援機関から法第二百三十八条各号に掲げる事項の説明があったことを証する情報

（企業価値担保権信託会社に対する情報の提供）

第九条　法第二百四十条の規定による情報の提供は、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は電磁的記録の提供により行うものとする。

一　法第二百三十八条の規定による説明を行った認定事業性融資推進支援機関の名称

二　前号の認定事業性融資推進支援機関との間で法第二百三十七条の規定による契約を締結した年月日

三　第一号の認定事業性融資推進支援機関から法第二百三十八条各号に掲げる事項の説明があったことを証する情報

附　則

この命令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

様式第１（第３条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　　殿

住　　所
法人の名称
代表者の氏名

事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第232条第１項の規定により、同条第２項の認定事業性融資推進支援機関としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請いたします。

１　主たる事務所の所在地

２　事業性融資推進支援業務に関する事項

(1)　事業性融資推進支援業務の内容

(2)　事業性融資推進支援業務の実施体制

（添付書類）

１　法第233条各号に該当しないことを証する書類

２　第３条第１項第２号に掲げる要件に適合することを証する書類